# 除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）仕様書

[運行記録計、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ｽﾉｰﾀｲﾔ、ﾁｪｰﾝ、床ﾏｯﾄ、
両ｻｲﾄﾞｼｬｯﾀｰ、ｻｲﾄﾞｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ、振動抑制装置]

平成２６年度

酒 田 市

除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）仕様書
[運行記録計、前面熱線ｶﾞﾗｽ、ｽﾉｰﾀｲﾔ、ﾁｪｰﾝ、床ﾏｯﾄ、
両ｻｲﾄﾞｼｬｯﾀｰ、ｻｲﾄﾞｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞﾌﾟﾗｳ、振動抑制装置]

概　　要

この仕様書は、除雪ドーザ（１１ｔ級、車輪式）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は「道路運送車両の保安基準」（運輸省令昭和２６年第６７号。以降の改正分を含む。）に適合するもの、又は、平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年１０月８日付け建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む。））又は、「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成１８年３月１７日付け国総施第２１５号）に基づき指定または届出され、基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については酒田市長（以下「発注者」という。）と物品供給人（以下「受注者」という。）が協議の上決定するものとする。

１　性　　能　（JCMAS T007 性能試験）

| | |
|---|---|
| （１）除雪幅（アングル角３０度において） | 2.8 ｍ　以上 |
| （２）除雪能力（プラウ排雪） | 2,500 t/h 以上 |
| （３）走行速度（前進） | 30 km/h以上 |
| （後進） | 15 km/h以上 |
| （４）最大けん引力 | 80.0 kN　以上 |
| （５）騒音レベル（オペレータ耳元、無負荷、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて） | 85 dB(A) 以下 |

２　主要諸元

| | |
|---|---|
| （１）全　　長（除雪装置地上、ストレート時） | 7,500 mm 以下 |
| 〃　　（プラウ接地、最大ｱﾝｸﾞﾘﾝｸﾞ時） | 8,500 mm 以下 |
| （２）全　　幅（車両単体） | 2,500 mm 以下 |
| （３）全　　高（黄色灯火上端まで） | 3,700 mm 以下 |
| （４）最低地上高 | 300 mm 以上 |
| （５）車両総重量 | 10,000 kg 以上 ～ 13,000 kg 以下 |

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。

| | |
|---|---|
| （６）最小回転半径（最外側車輪中心） | 5.5 ｍ　以下 |
| （７）乗車定員 | 2 人 |

3　車　　体

（1）機　　関

| | |
|---|---|
| 形　　式 | 水冷、ディーゼル機関 |
| 定格出力 | 90 kW 以上 |

（2）動力伝達装置　　前後進、速度段の切換え操作が円滑にできる構造とする

（3）タイヤ

| | |
|---|---|
| 形　　式 | スノータイヤ |

（4）制動装置

| | |
|---|---|
| 主ブレーキ | 1式 |
| 駐車ブレーキ | 1式 |

（5）かじ取装置

| | |
|---|---|
| 形　　式 | 車体屈折式 |

（6）運転室

| | |
|---|---|
| 構　　造 | 全鋼製密閉形 |
| 窓 | （前）熱線入り、冬用ワイパーブレード付<br>（後）冬用ワイパーブレード付 |

4　　除雪装置

（1）形　　式　　油圧式サイドスライドアングリングプラウ形

（2）重　　量　　1,000 kg 以上

（3）能　　力

| | |
|---|---|
| 切刃昇降範囲(ストレート時、切刃下端) | 地下100 mm～地上3,000 mm 以上 |
| アングリング角度 | 左右各30 度 以上 |
| 上昇速度（切刃下端、機関定格回転速度において） | 500 mm/s 以上 |
| スライド幅 | 左右各350 mm 以上 |

（4）プ　ラ　ウ

| | |
|---|---|
| 構　　造 | 鋼板円筒曲面構造 |
| 全　　幅 | 3,300 mm 以上 |
| 全　　高 | 1,000 mm 以上 |
| そ　　り | 除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること |
| 切　　刃 | ストレート形平形刃先(JIS D6101) |

（5）両サイドシャッター　　運転席に設けたシャッタ用操作スイッチにて操作し、油圧により作動させ、左右独立して開閉ができる機構

（６）走行時振動抑制機構

| | |
|---|---|
| 形　　式 | アキュームレーター式（ＯＮ－ＯＦＦ切替式） |
| 制 御 方 式 | 走行時に発生する機体のピッチングやハウジング等の振動を低減させるため,リフトシングのボトム側油室と外部に設けたアキュームレーターを管路で連結し、アキュームレーターの緩衝作業により機体の振動を抑制する機構。 |

５　計器類

| | | |
|---|---|---|
| （１）運行記録計（45km/h、7日計） | | １式 |
| （２）速度計又は機関回転計 | | １式 |
| （３）燃料計 | | １式 |
| （４）アワーメータ | | １式 |
| （５）機関油圧計又は機関油圧警告灯 | | １式 |
| （６）水温計 | | １式 |
| （７）充電警告灯 | | １式 |
| （８）その他標準計器類 | | １式 |

６　照明装置類

| | | |
|---|---|---|
| （１）前方作業灯 | | ２灯以上 |
| （２）後方作業灯 | | ２灯 |
| （３）黄色灯火（散光式） | 全幅 1,100㎜以上 | １式 |
| （４）その他標準照明装置類 | | １式 |

７　付属装置及び付属品

７－１　車両総重量に含むもの

| | |
|---|---|
| （１）バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上） | １式 |
| （２）エアコン | １式 |
| （３）ウインドウォッシャー（電動式） | １式 |
| （４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付） | １式 |
| （５）けん引装置 | １式 |
| （６）座席ベルト（全席） | １式 |
| （７）アンダーミラー（後） | １式 |
| （８）非常用信号具（発炎筒１、赤旗１） | １式 |
| （９）消火器（ＡＢＣ粉末、１．８ｋｇ以上） | １式 |

７－２　車両総重量に含まないもの

| | |
|---|---|
| （１）標準付属工具 | １式 |
| （２）床マット | １式 |
| （３）タイヤチェーン（Ｓラグ付ラダー形、ﾁｪｰﾝﾊﾞﾝﾄﾞ付） | ４本 |
| （４）取扱説明書 | ２部 |

（５）部品表　２部
（６）履歴簿（仕様書を貼付けしたもの）　２部
（７）その他標準付属品（ラジオ等）　１式

８　塗装及び名入れ表示等
（１）国土交通省建設機械塗装基準による。
（２）名入れ
「酒田市」車両両側の適当な位置及び後面中央、キャビン柱両側に表示
（車両の適当な位置及び背面中央の名入れ方向は、向かって左側からとし、キャビン柱両側の名入れは、上から下へとする。）
管理番号は、原則的にシール製とする。ただし、管理番号は発注者が別途指示する。
文字の表示は、「建設機械整備費補助事業で購入する除雪機械の建設機械番号及び文字の表示について」（平成１０年１２月１４日付け建設省建設経済局建設機械課事務連絡）に基づくものとする。
その他詳細については、発注者と受注者が別途協議する。

９　検　　査
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。ただし、車両総重量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が分かる資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10　保　　証
納入後１年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定めた保証期間が１年以上にわたる場合には、それを適用する。
特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議の上、受注者に無償修理を行わせることがある。

11　その他の事項
11-1 製造期日等の指定
納入機は新品でなければならない。
11-2 灯火の取付方法の指定
黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。
イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について」（昭和５５年６月５日付け建設省機発第４７３号（以降の改正分を含む。））に準じるものとする。
ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請及び届出については受注者が行なうものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 これまでの条件のほか、この仕様書に追加（変更）して発注することにより、長さ、幅、重量等の数値が変わる場合でも、「道路運送車両の保安基準」に適合し、かつ性能等がこの仕様書に準ずるものでなければならない。